

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

ー今号の目次ー

◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(こども家庭庁) … 1

◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(こども家庭庁)

こども家庭庁より事務連絡「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その2)」(令和6年1月16日)、「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その3)」(令和6年1月17日)が発出されました。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害に被災した保護者等に係る対応については、1月2日に事務連絡「子ども・子育て支援に係る災害対応について(周知)」、FAQ(令和6年能登半島地震)、同12日に事務連絡「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について」がそれぞれ発出されています(全保協ニュース No.23-43 既報)。

上記の事務連絡の追加事項として、今回の事務連絡では、下記事項が示されています。

「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その2)」

(令和6年1月16日発出)

1. 二次避難等を受け入れる市町村において求められる対応について
2. 財政措置について

「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その3)」

(令和6年1月17日発出)

- ・保護者向けのパンフレット(2次避難を検討されている0～5歳の子どもをお持ちの皆様へ)

詳細は、添付 PDF をご確認ください。なお、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ることです。

【添付資料】

- ・【240116 事務連絡】令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 2）（二次避難等を受け入れる市町村における対応について）
- ・【240117 事務連絡】令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 3）（保護者向けのパンフレット）
- ・【別添】保護者向けのパンフレット（2 次避難を検討されている検討されている 0～5 歳の子どもをお持ちの皆様へ）

【保護者向けのパンフレット】



2 次 避 難 を 検 討 さ れ て い る 0～5 歳の子どもをお持ちの皆様へ

2 次避難先の市町村では、転園手続きをとることなく、保育所や認定こども園等を利用できます。

- 避難元の市町村で利用していた保育所等が再開した際には、避難元に戻って利用することもできます。
- 2 次避難先での保育所等の利用に当たっては、利用料負担が生じないこととしています。
- 被災前に保育所等を利用していなかった方であっても、一時的又は短時間のこどもの預かりとして 2 次避難先の保育所等での一時預かり事業をご利用できます。

2 次避難先の市町村の保育関係の行政窓口にご相談ください。

- 2 次避難先の市町村にどのような保育所等があるかは、「ここdeサーチ」で検索することもできます。

※避難先での具体的な保育所等の利用については、ぜひ 2 次避難先の市町村にご相談ください。

「ここdeサーチ」について
知りたい地域の保育所や認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。
<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



令和 6 年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ
<https://www.cfa.go.jp/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/>



都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 2）
（二次避難等を受け入れる市町村における対応について）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和 6 年 1 月 2 日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和 6 年能登半島地震）、「令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和 6 年 1 月 12 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 二次避難等を受け入れる市町村において求められる対応について

- 令和 6 年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等については、今後、被災市町村から二次避難等することが想定されます。その際、二次避難等先での円滑な教育・保育の提供が行われるよう、被災保護者等から一時的な保育所等の利用の相談があった避難先市町村におかれては、下記の対応を行っていただき、柔軟な教育・保育の提供について特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。
 - ① 被災保護者等より避難先市町村に相談があった場合には、避難先市町村の保育担当部局が窓口となり、利用可能な保育所等の紹介、受け入れ先の調整等、被災保護者等の支援を行っていただくようお願いいたします。
 - ② また、相談があった場合に円滑に紹介できるよう、利用可能な保育所等のリスト化などの御準備をお願いいたします。
 - ③ 保育所等から受け入れに係る相談があった場合には、受け入れ方法等について協議を行い、受け入れが可能となるよう、積極的な御支援をお願いいたします。
- なお、その際、在籍する保育所等の再開までの一時的な利用や被災の状況等を踏まえた別の保育所等の一時的な利用として、転園手続は不要です。

- その他、保育所等に在籍していない子どもについても、一時預かり事業の利用が可能となるよう、円滑な利用に係る積極的な御支援をお願いいたします。

2. 財政措置について

- 「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和6年1月12日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）でお示ししたとおり、記1の対応における財政措置について、過去の大規模災害の際には、「一時預かり事業（災害特例型）」を設け、下記の対応を行っているところ、今般の令和6年能登半島地震においても同様の対応を行うことを検討しており、詳細は今後改めてお知らせいたします。
- ・ 被災市町村の居住者が、これまで利用していた保育所等に在籍したまま、一時的に別の保育所等を利用する場合に、当該保育所等の利用については、「一時預かり事業（災害特例型）」の枠組を活用して、通常の特定教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、一時的な受け入れ先の保育所等が所在する市町村において施設型給付等相当額（利用者負担額を差し引かない額）を支給し、また、一時的な利用の開始時に遡って財政支援を行うこと
 - ・ また、主として保育所等に在籍していない児童について、保護者が復旧活動等を行うために一時預かりを利用した場合は、利用者負担の徴収を前提としない補助基準額による補助を行い、また、利用開始時に遡って支援を行うこと

以上

【別添】「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和6年1月12日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）

【下記以外についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058

【一時預かり事業についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
hoikuseisaku.chiikishien@cfa.go.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 17 日

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 3）
（保護者向けのパンフレットについて）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和 6 年 1 月 2 日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和 6 年能登半島地震）、「令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（令和 6 年 1 月 12 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）、「令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 2）（二次避難等を受け入れる市町村における対応について）」（令和 6 年 1 月 16 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において周知を行ったところですが、保護者向けのパンフレットについて別添のとおり周知いたします。

各都道府県等におかれては、管内市町村への周知をお願いするとともに、被災市町村のほか、二次避難等を受け入れる市町村からも、別添のパンフレットについて、被災保護者への積極的な周知をいただけるよう、管内市町村と連携の上、周知をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

【別添】保護者向けのパンフレット（2 次避難を検討されている 0～5 歳の子どもをお持ちの皆様へ）

【問合せ先】

●こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058

2次避難を検討されている 0～5歳のこどもをお持ちの皆様へ

2次避難先の市町村では、転園手続きをとることなく、保育所や認定こども園等を利用できます。

- 避難元の市町村で利用していた保育所等が再開した際には、避難元に戻って利用することもできます。
- 2次避難先での保育所等の利用に当たっては、利用料負担が生じないこととしています。
- 被災前に保育所等を利用していなかった方であっても、一時的又は短時間のこどもの預かりとして2次避難先の保育所等での一時預かり事業をご利用できます。

2次避難先の市町村の保育関係の行政窓口にご相談ください。

- 2次避難先の市町村にどのような保育所等があるかは、「ここdeサーチ」で検索することもできます。

※避難先での具体的な保育所等の利用については、ぜひ2次避難先の市町村にご相談ください。

「ここdeサーチ」について

知りたい地域の保育所や認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



令和6年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ

<https://www.cfa.go.jp/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/>

